

令和元年生駒市農業委員会第9回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和元年9月10日(火)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 8番 中田 建彦

農業委員会委員

1番 辻野 俊平	2番 西口 まゆり
3番 田中 勇治	4番 染岡 政明
5番 池田 憲央	6番 有山 兼吉
7番 北村 由子	9番 中本 真人
10番 中谷 佳津代	

農地利用最適化推進委員

上武 猛	中谷 明
北本 光美	高貝 要明
川端 俊雄	山田 義美
中井 啓二	

欠席者 なし

説明者 事務局 局長 林 宏次 局長補佐 巽 眞一  
主幹 吉岡 浩 係員 増本 量俊

傍聴者 なし

---

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農用地利用集積計画書に対する意見聴取について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
4. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
5. 使用貸借契約の解約通知について

6. 地籍調査において地目変更となる農地の照会について
7. 農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 人・農地プランの実質化について
- 人・農地プランの実質化に向けた工程表（案）
- 地域農業の将来を考えてみませんか！
- スタイリング・ウィーク

○主幹 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

7番 北村 委員

9番 中本 委員

10番 中谷佳津代 委員

議案第1号議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼。

○係員 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1の申請地の位置について

国道168号線の北田原バス操車場から南南東約300メートルのところにある、北田原町地内の農地1筆。

申請理由について

本申請については、譲渡人に所有権5分の5あるうち、妻に持分5分の2を、また、孫に持分5分の2を贈与することを目的とした申請。残り持分5分の1については、譲渡人の所有のままということとなる。

要件について

耕作に必要な農機具等については、既に所有しており、また、家族で営農している農地が20アール以上あるので、農地取得の下限面積要件を満たしている。今後家族で営農をしていく予定。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに、問題等は無かった。

以上のことから、議案第2号に問題がなければ農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

審議をお願いしたい。

- 議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 新しく敷設されるバイパスに隣接する農地であり、課税上の評価が見えない中なので、今のうちに譲っておき、今後に備えたい気持ちがあったようである。また、譲受人である孫にも土地を受け継ぐ意識を育てたい意思も動機のひとつである。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認  
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。  
議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」、事務局に説明を依頼。
- 局長補佐 〔議案読み上げ〕

本計画については、農業経営基盤強化促進法に基づき、生駒市が農地の貸借等を明らかにした農用地利用集積計画を決定するに際し、農業委員会の意見を聞く必要があるため、議案として上げてものであり、委員会での決定後、生駒市が同計画を公告すれば、農地についての貸借権の効力が発生する制度。

No.1～2の申請地の位置について

高山八幡宮の北約250mのところ、富雄川にかかる川崎橋より北東約100mに位置する生駒市高山町地区内の農地2筆。

申請理由について

使用貸人は多数の農地を所有するが高齢により永続的に耕作することが難しい事情から近隣で耕作している、使用借人に貸与することになった次第。使用借人は、平成27年3月から新規就農者として高山町、上町で専業農家として主に小菊の栽培をしている。

要件について

現在の耕地面積は6.9アールであり、農地取得の下限面積要件20アール以上を満たしている。

現地調査について

本案件は、今月5日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

以上のことから、議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」については、農業経営基盤強化法第18条第3項に規定する要件に該当しており、使用貸借をすることに問題ないとする。

審議をお願いしたい。

- 議長 地元農地利用最適化推進委員の意見は不要か。
- 主幹 農業経営基盤強化促進法は、今年度より農林課管轄であり、経由印および説明は不要になった。
- 局長 今年度より農業経営基盤強化促進法について様式変更があり、経由印が無くなっていますが、使用貸人はそれ以前に農業経営基盤強化促進法の説明を受けていたため当時の様式に農地利用最適化推進委員の連絡用紙があり、それを使っておられた。
- 局長補佐  
従来は農地法3条で使用貸借を進めてきたが、ここ数年については、農地法3条と農業経営基盤強化促進法と双方の利点を土地所有者と新規就農希望者に説明した上で、どちらかを選択していただいている。なお解約については、3条の場合は解約手続きを踏むが、農業経営基盤強化促進法では契約期間がくれば解約されるので、引き続き使用貸借をする場合は、農業経営基盤強化促進法の手続きの更新はないので、再度手続きを行うこととなる。ただし、耕作していくうちに信頼を得ることがあれば、次は農地法3条による手続きを踏むやり方もある旨を説明している。
- 議長 借り手である新規就農者にとっては突然農地を取り上げられる可能性について否めないが市として見解はあるか。
- 局長 農地法3条による農地の貸借の場合、土地の所有者にとって、農地が返却されないデメリットがあり、農業経営基盤強化促進法ができた経緯を理解している。契約期間の中で、貸し手と借り手、借り手と地域とで信頼関係を構築し、次の契約に結びつけてもらいたい。
- 議長 地元農地利用最適化推進委員と農業委員と同行の上、現地調査を行ったが、経由印、説明はいらぬか。
- 局長 手続きは市長宛てに提出されるので経由印はいらぬが、提出後に市長が農業委員会に意見を聞くものなので、当該意見はいただきたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 農業委員が委員会で審議をする中で、現地調査にいった委員の説明がないと審議できない。農業委員は農地利用最適化委員の説明を求めることができる点については、手続きをする上で経由印が不要である話とは別問題なので、現地調査に行った方の意見説明は求めたい。
- 議長 今後、従来通り説明をするようにしてください。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認  
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第2号 「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の承認を宣言。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」  
報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」  
報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」  
報告第5号「使用貸借契約の解約通知について」  
報告第6号「地籍調査において地目変更となる農地の照会について」  
報告第7号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」の説明を一括して事務局に依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。

No.1～6 及びNo.9～12については、相続により所有権を取得された農地、No.7及び8については、持分放棄により所有権を取得された農地について、届出されたもの。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定や移転のない農地転用。

申請地の位置について

近鉄東生駒駅の北東役250mのところに位置する辻町内の農地6筆。

報告事項

No.1～4は、青空駐車場を目的として、No.5及び6は、長屋立建住宅を目的として、農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転が伴う農地転用。

No.1～4について

申請地の位置について

No.1～4について、生駒高等学校の西約200mのところに位置する壱分町地内の農地4筆。

報告事項

宅地・道路・調整池を目的として、農地転用の届出がされたもの。

No.5について

申請地の位置について

図書館の西約50mのところに位置する辻町地内の農地。

報告事項

青空駐車場を目的として、農地転用の届出がされたもの。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第18条第6項に基づく届出であり、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているもの。

報告第5号「使用貸借契約の解約通知について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告については、過去に交わされていた農地の使用貸借契約が、双方合意の上、解除されたという通知を受け、通知したことを報告しているもの。使用貸借契約を締結していたが、相続が発生したため、契約を解除することになった次第。

報告第6号「地籍調査において地目変更となる農地の照会について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

この報告は、生駒市西菜畑町及び緑ヶ丘地内で行っている地籍調査に際し、生駒市の地籍調査の担当部局から、農地から農地以外の地目に変更になる農地について確認の照会があったもので、地元農業委員及び推進委員と現地調査を行い、その結果を生駒市に回答した内容を報告している。

令和元年度分の照会については、前回8月委員会で報告したが、追加で照会があったため、報告をしている。なお、地籍調査に基づく地目変更については、国の認可も別に必要になるため、実際の地目変更が完結するまでには、約1年程度かかる。

報告第7号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

これらの報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可後、工事が完了したことの報告があったものの報告をしている。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○副会長 報告第1号No.7、8について、持分放棄してどのような処分になるのか。

○主幹 2名が、農地2筆を持分2分の1で所有していたが、互いに農地のひとつについて持分を放棄することで、共有がなくなり、それぞれが1筆すべてを所有することにしたも

の。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 その他の「人・農地プランの実質化について」農林課に説明を依頼。

○課長補佐（局長補佐）

「人・農地プランの実質化について」、「人・農地プランの実質化に向けた工程表（案）」、「地域農業の将来を考えてみませんか！」について説明したい。

〔資料に従い説明〕

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

「人・農地プランの実質化について」については、農林課が進め、農業委員会に依頼して協力を求めていくスタンスでよいか。

○課長補佐（局長補佐）

「人・農地プランの実質化について」は関係機関協力のもと市部局が中心に進めるもの、策定についても同様である。ただアンケート調査や地域の話し合いなどは農業委員会と一緒に勧めていきたい。

○議長 現在のところマッチング案件を多数抱えている状況であり、できる限り整合性を合わせるようにして欲しい。もちろん農家区長の申し分には従うようにして、進行して欲しい。

○副会長 2020年度にも工程表が描かれているが、農家区長の任期は4月、農業委員会の任期も7月であり、活動が寸断されるので、人員交替があるとまた説明が必要になるので、配慮して欲しい。できる限り年度内に工程を終わらすようにできないか。

○委員 工程表は前倒しの方がいいのではないか。

○課長（局長）

2019年度内には終わるのは難しいが、できる限りできることを進めていきたい。令和3年3月末までに、実質化のプランの策定は終わり、公表される。その後例えば令和3年4月に認定新規就農者が高山町で耕作したい場合は、いろいろな補助を獲得することができる。もし高山町でなく南地区で耕作するのであれば支援措置はない。

○副会長 地域が限定されるということか。

○課長（局長）

北地区は新規就農者がおり、マッチングによる引き合いが多い傾向にあり、北地区についてプランを実現していきたい。

○委員 本件について農家区長会に説明はしているか。

○課長（局長）

大北、傍示など座談会など決まりつつあるので、その中で説明するなど、考えたい。またホームページなどでも公開したい。

○委員 現在のところ、南地区で集落座談会が進められている。遊休農地へ対策がなかなか進まず、鳥獣害、農道の整備、水路の改修など課題が出るばかりであり、何度か座談会をしていく中、集積・集約化で解決していこうという話に方向づけるのかと思っていたが、

今回の実質化の話も出てきた。今後はどのように進めていけばいいのか。

○議長 地域座談会は農業委員会が進行している。今回の話は、話題として押さえておき、集積・集約化はそのまま進めてもらえばいい。地域の課題は、引き続き話題として引き出す手順は特に問題ないし、それを集積・集約化に持ち込んで解決に導いていく手順で十分であると思われる。

○議長 「その他」についての説明を事務局に依頼。

○局長補佐

〔スタイリング・ウィーク〕について説明〕

○主幹 以下について説明

- 集落座談会
- 農業祭
- 新農業人フェア
- マイナビ農業
- 農地見学会

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 集落座談会の進行は課題を引き出し、集積・集約化に導いていく対応でよいのか、再確認したい。

○議長 課題はたくさん出てくるだろうが、全てに手を打つことはできない。農地の所有者に固定する方法は時代に合わない。担い手にこだわらず、マッチングし、集積・集約化に方向付けるようにしてほしい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。

○主幹 次回の日程について

定例会 10月11日(金) 午後2時 401、402会議室

現地調査 10月 8日(火)

前日10月7日(月)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後4時00分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和元年生駒市農業委員会第9回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号                    7番    北村 由子

---

議席番号                    9番    中本 真人

---

議席番号                    10番   中谷 佳津代

---